# 文化審議会 国語分科会 日本語教育小委員会

登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関する

ワーキンググループ (第5回) 議事録

令和5年11月2日(木) 15時00分~17時00分 W E B 会 議

## [出席者]

(委員) 永田委員、石黒委員、加藤委員、北出委員、近藤委員、坂本委員 (計6名)

(文化庁) 小林日本語教育推進室長、伊藤国語課長補佐、石川国語課専門官、石澤養成研 修専門官、増田日本語教育調査官 ほか関係官

#### [配布資料]

- 1 登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループ (第4回) 議事録 (案)
- 2-1 登録日本語教員実践研修・養成課程コアカリキュラム(案) <見え消し版>
- 2-2 登録日本語教員実践研修・養成課程コアカリキュラム(案) <溶け込み版>
- 3 必須の教育内容50項目に対応した日本語教員養成課程等の確認のための審査要項 (案)
- 4 平成12年報告に対応した日本語教員養成課程等の確認のための審査要項(案)
- 5 登録日本語教員の資格取得に係る経過措置(案)

# [参考資料]

- 1 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則(案)
- 2 登録実践研修機関研修事務規定策定基準(案)
- 3 登録日本語教員養成機関養成業務規定策定基準(案)
- 4 登録実践研修機関の登録、研修事務規定の認可等、登録日本語教員養成機関の登録及 び養成業務規定の届出等に当たり確認すべき事項(案)

- 5 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関実地視察規程(案)
- 6 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関に係る規程の審査基準案に関するパブリックコメント(意見公募手続)の結果について
- 7 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関のコアカリキュラム案に関する意見募集 の結果について
- 8 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律 (条文)
- 9 日本語教育の質の維持向上の仕組みについて(報告)
- 10 令和4年度大学等日本語教師養成課程及び文化庁届出受理日本語教師養成研修実施 機関実態調査研究報告書
- 11 登録日本語教員の経験者講習について

### [経過概要]

- 1 事務局から定足数を充たしていることと配布資料の確認があった。
- 2 議事(1)について、登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等 についての検討を行った。
- 3 審議の内容は以下のとおりである。

### ○永田座長

定刻となりましたので、ただいまから第5回登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループを開会いたします。本日は、御多用のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

前回に引き続き、オンラインでのウェブ会議開催となります。傍聴者の方々もオンラインでこの会議を御覧になられることを御承知おきください。

議事に入る前に、定足数と配布資料の確認をいたします。

では、事務局、お願いします。

# ○石澤養成研修専門官

本日、委員総数7名に対し6名に出席いただいております。したがいまして、会議開催 に必要な過半数を超えており、定足数を満たしております。 配布資料は、資料6点、参考資料11点で、資料1の前回議事録案を除いて、いずれも 文化庁ホームページに掲載しております。

### ○永田座長

議事に入る前に、資料1の前回の議事録案については、御出席いただいた委員の皆様に 御確認いただき、修正の必要がありましたら、1週間後の11月9日の木曜日までに事務 局まで提出をお願いいたします。

なお、最終的な議事録の確定は、私座長に御一任いただければと思いますが、よろしい でしょうか。

(「異議なし」の声あり)

### ○永田座長

続きまして、議事(1)登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等 についてです。

まずは、資料2について事務局から説明をお願いいたします。

## ○石澤養成研修専門官

それでは、資料2の御説明を行いますが、その前に、前段としまして、まずは参考資料7を御覧ください。

参考資料7は、コアカリキュラムに対して意見募集を行いました結果についての御説明です。9月27日から10月17日までの間、登録日本語教員実践研修・養成課程コアカリキュラムに関して御意見を募集しましたところ、48件の御意見をいただきました。頂戴した御意見には、登録日本語教員養成に関わる全体的な御意見をはじめ、実践研修、養成課程それぞれに御意見をいただきました。こちらの御意見と、前回10月までのワーキングで先生方からいただいた御意見等を踏まえ、コアカリキュラムの修正版としてまとめたものが資料2でございます。

資料2-1は、10月までのワーキングの資料からの修正点を残しておりまして、そちらを画面共有いたしますが、そちらを取り除いたものを資料2-2という形でお見せしております。適宜御参照ください。

登録日本語教員実践研修・養成課程コアカリキュラム(案)という形で、これまでパワ

ーポイントのスライドをベースにつくっていたものをワードの形に落としたものになります。コアカリキュラムは3部構成の形を取っておりまして、最初に基本的な考え方及び留意点をまとめております。その後、実践研修コアカリキュラム、養成課程コアカリキュラムという形で進んでいきます。

基本的な考え方、留意点について、2ページから御説明いたします。コアカリキュラムは、平成31年の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」に基づいて作成しております。このことが明示されるよう、最初の部分に書き加える形を取りました。こちらの平成31年報告では、専門家としての日本語教師に求められる資質・能力が示されております。

また、平成31年報告では、日本語教師としての基盤となる日本語教師養成に求められる資質・能力が、知識、技術、態度の3観点に分けて示されておりました。こちらも前提として必要になりますので、2ページの下方に表1という形で掲載をさせております。

ここで挙げられた資質・能力は、登録日本語教員として求められる資質・能力であり、 これらを養うために、登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関で実施される実践研 修・養成課程において、共通的に学習習得が必要な内容を、登録日本語教員実践研修・養 成課程コアカリキュラムとしてお示ししております。

3ページを御覧ください。こちらは、これまで日本語教師というような言葉も含まれていましたが、「登録日本語教員の質の向上を目指す」という形に書き換えております。なお、コアカリキュラムでお示しするものは、平成31年報告で示された日本語教師の養成修了段階で身につけておくことが求められる基本的な事項です。初任及び中堅段階等で身につけるべき教育内容は含まれていない旨、こちらにも再掲しております。

登録日本語教員として必要なものを身につけていく、初任段階以上の能力を身につけていくには、日本語教育機関等で適切なOJTその他研修を実施していただき、登録日本語教員の成長を組織で支援していただきたい旨もこちらに載せております。

ここまででもう1点、コアカリキュラムに記載しております必須の教育内容は、平成31年報告における必須の教育内容として示されてきたものを用いております。この内容は、登録日本語教員の養成で取り扱うべき必要最低限の項目を示したものでありまして、必ず授業で取り扱うことが求められています。必須の教育内容を取り扱うことは必ずしなければいけませんが、取り扱った上であれば、登録教育機関が独自に学習内容を追加することができると文言を少し変えております。

ここまでがこれまでの報告との関係性、前提ということで、ここから先はカリキュラムの構成について御説明いたします。コアカリキュラムは、実践研修コアカリキュラム及び養成課程コアカリキュラムで構成されており、それぞれに全体目標、学習項目並びに必須の教育内容、そして到達目標が示されております。

ここで括弧と書いておりますが、実践研修コアカリキュラムのほうでは学習項目という 言葉がありまして、一方、養成課程コアカリキュラムのほうでは学習項目という用語をやめまして、元に戻す形で、必須の教育内容という、これまで皆さんに浸透してきた用語のほうで御説明を続けていきたいと考えまして、差し戻しております。ですので、この後、実践研修のほうと養成課程のほうで2種類の用語を使い分けていきます。その点お含みおきください。

全体目標は、実践研修及び養成課程において達成すべき包括的な目標であることは、これまでお示ししてきたところです。養成課程コアカリキュラムにおいて、平成31年報告に示された3領域5区分ごとに全体目標を設定するとともに、各全体目標には、15の下位区分を一般目標として示すことにしております。また、今申し上げました養成課程の必須の教育内容は、繰り返しにはなりますが、平成31年報告に示された必須の教育内容に該当し、各一般目標で扱うべき具体的な教育内容を示しております。

ただし、これまで50としてきましたが、その中の28番、教育実習に関しては、実践研修コアカリキュラムの内容に該当するため、養成課程コアカリキュラムの必須の教育内容は49項目となります。

次の文は、これまでも示しておりますが、養成課程コアカリキュラム記載の必須の教育 内容の順序は学習順序ではありませんし、内容の重要度順でもないということを改めてこ こに明記しております。この必須の教育内容ですが、個々の必須の教育内容において達成 すべき目標を到達目標という形でお示しする、ここまでがコアカリキュラムに含まれる範 囲となります。

さて、ここからはコアカリキュラムに関する留意点を列挙する形で示しております。まず、各登録機関において実践研修や養成課程を編成するに当たっては、単にコアカリキュラムに示された学習項目の指導を寄せ集めるという形ではなく、登録機関の責任の下で、養成制段階修了時に身につけておくべき知識・技能・態度が備わっていることを各実践研修・養成課程の目標として設定していただき、その目標達成に向けて、必須の教育内容の学びが達成できていることが確認できるよう、評価から学習項目まで一貫した方針の下に

編成していただきたい旨を、ここに記しております。

その際、個々の必須の教育内容及び到達目標の積み上げだけでは習得できない、総合的な資質・能力については、実践研修及び養成課程全体で高められるような創意工夫をしていただきたいところであり、また、全体目標達成に向けての学習成果について、各機関で明らかにするとともに、実践研修や養成課程の体系性、一貫性と齟齬がないように御留意いただきたいと考えております。

また、一つの項目を複数回の授業科目並びに授業で扱うことも、反対に複数の項目を1回の授業科目、授業で扱うことも可能です。ただし、1回の授業で扱う項目の分量については、内容面を十分配慮して計画していただきたいこと、また、受講生が無理なく身につけられる形で適切に実施できるよう留意していただきたいということも、こちらに併せて記載しております。

実践研修と養成課程の評価については、こちらのほうに移しております。場所がもっと前にあったのですが、こちらのほうに動かしました。評価については、実践研修・養成課程の評価は、各登録機関が責任を持って行うことと示し、事業内容と目的に応じて必要な評価方法を適切に組み合わせて、丁寧に計画・実施していただきたい旨ここに書いております。また、受講者自らも自身の学びが評価できるよう、適切に配慮された形で実施することもお願いしているところです。

加えて、コアカリキュラムは、認定日本語教育機関で働く登録日本語教員となる者にとって、最低限学んでおくべき内容、必須の教育内容を示すものです。認定日本語教育機関においては、「日本語教育の参照枠(報告)」、こちらを参照にした日本語教育課程の編成が求められますので、実践研修や養成課程の実施においても、「日本語教育の参照枠(報告)」についての理解、そして意識づけが行われるように工夫していただきたい旨もこちらに記載することとしました。

さらに、実践研修は実際の日本語学習者の皆さんのいる教室に入りますので、実践研修 が、日本語学習者の学びと日本語教師を目指す受講生の学びが両立するよう十分に配慮し た上で行われること、ということも一言付しております。

最後に、これまでも御議論いただいてきました実践研修の要件については、「原則として、実践研修の受講に当たっては、養成課程修了、又は日本語教員試験の基礎試験合格が求められていること」を原則としてしっかりと明記してまとめております。養成課程修了見込み者においても実践研修の受講が認められることもここに記しております。

ただ、その養成課程修了見込み者が実践研修を受けるための要件ですが、下記の10の一般目標に含まれる必須の教育内容37項目について、最低限必要な学習がなされていることを要件とする旨、前回のワーキングで御確認いただきましたが、10の一般目標だけを前回の資料では書いておりましたので、37の項目についても列挙する形を取りました。こちらの37項目に対して最低限必要な学習が終えられる課程となっているかどうかは、カリキュラム並びにシラバスを基に確認、判断することも、ここに記載して示しております。

この表といいますか、必須の教育内容37項目挙げたところまでがコアカリキュラムの 基本的な考え方と留意点となります。

引き続き、実践研修コアカリキュラムについて御説明をいたします。

6ページの、これまで全体目標としてお示ししてきた内容については、平成31年報告と方向性に違いはなかったのですが、そのことが更に分かりやすくなるようにと考えまして、平成31年報告で用いられていた文言を踏襲する形に修正をしております。

実践研修では、日本語学習者を対象とした教育実践経験を通して、日本語教師養成に求められる資質・能力のうち、特に「教育実践のための技能」、「学習者の学ぶ力を促進する技能」、「社会とつながる力を育てる技能」を身につけるとともに、「言語教育者としての態度」、「学習者に対する態度」、「文化的多様性・社会性に対する態度」を養うという大きい目標を持って実践研修を行っていただきたい旨、こちらに書いております。

また、六つの学習項目における到達目標についても、幾つか加筆修正をしたところがございます。その根拠というか理由としましては、教壇実習に向けて、この学習項目をつなげていただきたいと考えておりますので、そのつなげていただく必要性、関係性が見えやすくなるように、文言の追加、補足を行いました。1番から2番3番4番5番と、それぞれに少しずつ加筆修正をしておりますので、御確認をいただけましたら幸いです。赤字の部分が加筆したところ、また、取消し線が書かれているところは削除しているところとなります。

引き続き、次のページから登録養成課程コアカリキュラムについて御説明いたします。 全体目標及び一般目標は御覧のとおりです。これまでもワーキングの資料等で御確認い ただいてきたところです。全体目標の4番の一般目標10、下位区分10とこれまで言っ ていたところですが、そこの言語教育法と実習においては少し文を修正させていただきま した。赤字になっているところを御確認ください。9ページでは「日本語教師として自律 的に成長する力を養う」というのが、必須の教育内容のほうにも近しい文言があったので、 大きい単位で考えていくということで、こちらに移動させているところがあります。

最後に、その必須の教育内容と到達目標について、このコアカリキュラムの10ページ に記載しておりますので、その記述を御覧ください。ここからが必須の教育内容に対して です。

一般目標として左側に見出しを設けておりますが、各必須の教育内容に対してその到達目標を書かせていただいております。一般目標で記載が重複していたところがありましたが、そちらは一般目標での記載ということにしまして、必須の教育内容からは削除しておるところです。到達目標の中には削除したため書かれていませんが、各必須の教育内容を学び、到達目標を達成していく過程で、一般目標ひいては全体目標の達成を目指すということに変わりはありませんので、文言としては消えますけれども、一般目標もしっかりと確認していただいて、必須の教育内容の授業を行う時点で意識をしていただきたいということは変わりないと考えております。

なお、前回のワーキングでも御指摘いただきました、一般目標6、必須の教育内容13に関してです。用語の示す範囲というか、そちらについての御議論をいただきましたが、そこでの御議論を踏まえまして、平成31年報告の際の用語である「多文化・多言語主義」に差し戻す形にいたしました。ただ内容として、その到達目標のところで、どういったことが含まれるのかというところ、社会につながる、異文化コミュニケーションと社会というところも意識しながら、少し文言を修正しておりますので、こちらも是非御確認、御検討いただき、何かありましたらコメントいただけましたら幸いです。

そのほかにも各、必須の教育内容には、これまでのご意見を踏まえ変更したところがありますので、是非御確認いただきまして、コメントをいただけましたら幸いです。コアカリキュラムについての御説明は以上です。御議論のほう何とぞよろしくお願いいたします。

#### ○永田座長

ただいまの事務局の説明につきまして、御質問、御意見のある方は挙手ボタンでお願いいたします。特に今日は、まずここからここまでとかというのは定めておりませんので、お気づきの点がありましたら、どこからでもお願いします。坂本委員、お願いします。

#### ○坂本委員

これは確認ですけども、4ページの、さっき留意点ということで幾つか挙げてくださいました。最初の丸のところで、「学習項目の指導を寄せ集めるのではなく」ということが書いてあります。これは、各科目の担当者は自分の科目に対して一生懸命に教えると思うのですけども、それは寄せ集めるのではないとなると、全体の責任者というか、コーディネーターというか、その人の役目が、かなり比重が高くなるように思うのですが、そのように捉えてよろしいですか。

#### ○永田座長

今、確認、そのような理解でよろしいですかね、事務局のほう。

## ○石澤養成研修専門官

コーディネーターお一人だけではなくて、授業を御担当の先生方それぞれが日本語教育の現場を意識していただくということは、意思統一という点でお願いしたいと考えておりますので、コーディネーターの役割が大きいというのは、その現場によるとは思いますが、そういった全体的な意思疎通は是非行っていただきたいと思います。

## ○坂本委員

分かりました。

#### ○永田座長

よろしいでしょうか。では北出委員、お願いします。

# ○北出委員

御説明ありがとうございます。今回、平成31年度の日本語教師養成に求められる資質・ 能力のところの関連性を非常に明確に書いていただいて、大変分かりやすくなったと個人 的にも思いました。

4ページと、それから実習の6ページのところで、養成に求められる資質・能力との関係性についてお伺いしたいのですが、4ページの上から二つ目の白丸のところで、総合的な資質・能力については、実践研修、養成課程全体の中で高められるようにということですが、これは25単位50項目の部分は主に知識の部分をカバーはしていると思うのです

が、技能・態度の部分が、少し必須50項目と、間接的にはもちろん関連はあると思うのですが、そうでない部分もあるかと思うのですが、それをこの25単位の中でするということなのか、それとも25単位は50項目をカバーして、プラスアルファでほかの単位で、この技能、そして態度の部分を創意工夫して行うということなのか、その辺をどう読めばいいか教えていただけますか。

### ○永田座長

その点いかがでしょうか。この部分の読み方ですね。

## ○石澤養成研修専門官

御質問の意図としましては、25単位で知識・技能の部分も、技能・態度というのは実践研修のほうでもともと考えられていますが、知識及び技能について、養成のほうで育成するということになっているかということでしょうか。

## ○北出委員

技能と態度です。それは実践だけで、実践研修の1単位だけで養うということなのか。

# ○石澤養成研修専門官

そういう意図ではないです。もともと各科目においては日本語教育の現場を意識して授業をしていただくということになりますので、学習者の様子であるとか、どのようにこの知識がつながっていくのかというところは当然授業をやっていく中で考えて御説明いただく部分だと思いますので、切り離せるものではないと考えております。

なので、態度の種というか、態度の最初の部分については、各授業の中で、当然受講生の皆さんの中で育っていくように先生方にお願いしたいと思いますので、そういった意味では、それよりも外で高められるような工夫という意味ではなくて、25単位の中で、当然高められるように工夫をしていただきつつ、相対的には、残り1単位の実習につながるような形で学生さんの中で育ててもらいたいと、そういう意味ですけれども。

## ○北出委員

承知しました。

#### ○永田座長

よろしいでしょうか。先ほど坂本委員の、単にもう寄せ集めるだけじゃなくて、それら が関係し合って、さらにそういう態度なんかも育成できるような、と意識して、それぞれ 授業もそうですし、カリキュラムとしても組んでいくということかと理解しました。

では加藤委員、お願いします。

#### ○加藤委員

加藤です。3ページの一番下の丸のところです。以前の資料では、個々の「必須の教育内容」において達成すべき目標を「到達目標」として示すの後に「手引きガイドラインには、到達目標に関する解説を記す」と書いてあったのですが、この資料ではそれが消されています。要は手引きとガイドラインに到達目標に関する「解説」を記すというのがなくなるということですね。これまで、私自身も細かいところを伺いたくて質問したときに、「それらは手引きやガイドラインに書きます」という説明を受けてきたのですけれど、その説明部分が準備されないという理解になると思っています。

けれどそこがないということになると、今現在はコアカリキュラムとして3領域5区分のところが出ていますけれど、ここまでしかないということですね。、来年に向けて養成課程でも、申請の内容を考えていかなければならない現在、そのよりどころになるものがなく、目標しか書かれない。目標からの落とし込みがガイドラインに示されるのかと思っていたけれど、それがないということですね。

そこで、そうなってしまうことへの対応ですね、この会議でも何回か話に出ていますけれど、去年、この中だと多分永田主査と御一緒したと思うのですけれど、大学の養成課程と私たちで文化庁の届出受理課程の調査をしたときに、案として、コアカリキュラムの大項目・中項目を列挙したものが一番最後のところについていて、これは案ではあるのですけれど、ここのところの中項目に当たるところが恐らくそのガイドラインに書かれるような内容だったのかという気がしています。その辺りのところ、確認させていただきたいと思って今発言しました。

## ○永田座長

具体的に、今度そのシラバスをつくっていくときに、具体的にどういう教育内容として

それを落とし込んでいくのかというところですが、先ほど加藤委員に言っていただきましたように、昨年度御一緒した、日本語教師養成研修実施機関の実態調査の研究報告書という、このワーキングでも資料として出されましたけれども、そちらに具体的な、本当に先ほど言っていただいた中項目という形で具体的に記してあるのですが、私もそこが参考になるのかなとは思いながら聞いていたのですが、その点いかがでしょうか。これに加えて何かつくるとか、何かそういったのはありますか。いかがでしょう、事務局のほう。

## ○石澤養成研修専門官

手引きガイドラインというもの自体は、申請の手引きというものはこれから作成してまいりますが、その中でどういった授業をという点については、今、先生方が言ってくださったとおり、令和4年度の調査研究報告書の中項目等を参考資料としてお使いいただく、私たちも、もともとこのコアカリキュラムの中の到達目標もそれを参考にしてつくってきたという経緯もありますので、そちらのほうを活用していけたらと考えているところです。

## ○永田座長

加藤委員、御質問に対してはいかがでしょうか。先ほどの回答で。

# ○加藤委員

そういうことであれば、ですけど、何かここの吟味のようなことがされないままに来て しまったので、その辺りのところは是非。すぐにでも皆さん、準備を始めると思いますの で、よろしくお願いいたします。

# ○永田座長

関連でも、その他のところでもいかがでしょう、先生方。では坂本委員、お願いします。

## ○坂本委員

6ページの「6つの学習項目と到達目標」の④の模擬授業のところですけども、後半に、「数回に及ぶ短い時間の授業を実施し」ということで、教壇授業の場合は45分×2というのは最低決まっているのですが、模擬授業のほうは、ここはもう数回というのも、別に何回とかじゃなくて、時間も自由に、5分だったり15分で、この辺はもうこちらのほう

で自由に決めてよいという解釈でよろしいですね。これも確認です。

#### ○永田座長

特に模擬授業に関しては、何か縛るものはなかったように記憶していますが、事務局の ほうもそれでよろしいでしょうか。

## ○石澤養成研修専門官

はい、そのような規定等はありません。ただ、教壇実習45分×2回分、45分分はせめてできるだけの模擬授業を、準備を積み重ねてもらいたいというところです。

## ○坂本委員

もう1点いいですか。そのすぐ上の②の授業見学ですけども、これは正規の授業を対面で実際教室に行って見学するというのが前提だと思うのですけども、考えて、海外実習なんかをなさる機関なんかは、行く前に、できればオンラインで幾つかの事業を見るとか、そういうのももう含めていいのですよね。向こうに行ってももちろん、生の授業を見るチャンスもあって、その前にということ、プラスアルファのことですけど、それは全く、更にいいということですよね。

## ○永田座長

今のおっしゃったのは、海外で自分が教壇に立つ現場を、海外でももちろん見るのだけれども、それに加えて、事前に見ていくということですね。

# ○石澤養成研修専門官

加えることは何ら問題ありません。

## ○坂本委員

問題ないですね。ありがとうございます。

# ○伊藤課長補佐

補足をさせていただきますと、実践研修に関する、実践研修機関に出していただく研修

事務規程の基準というのを参考資料2でお配りをしているのですけれども、そこのところに、オンラインを実践研修で使う場合のことが書かれていて、今までも議論してきたように、教壇実習と模擬授業は必ず対面でやっていただくこととしています。逆に言うと授業見学は、対面を必須とはしていませんので、機関の計画によっては、オンラインだけも規定上は許容されると。それで本当に十分かどうかというのは、個々に機関ごとに申請のときに説明いただく必要はありますけれども、最低基準としては、必ずしも対面をやらなければいけないとまではなってないという状況でございます。

### ○永田座長

私も認識がきちんと整理できました。近藤委員、お願いします。

### ○近藤委員

今と関連するのですけれども、実習をしたときの評価というのは、何か評価シートがつくられるのでしょうか。それとも実践研修機関で独自につくっていくものだったでしょうか。記憶が曖昧なので確認させていただけますか。

# ○石澤養成研修専門官

4ページのところに評価に関しては書かせていただいているとおりでして、こちらで何か特別なシートをつくってということは特にはありませんので、各機関で責任を持って評価方法をしっかりと考えていただいて、実施していただきたいと考えております。上から四つ目ですかね。実践研修・養成課程の評価は各登録機関が責任を持って行うと、目的等に応じて必要な評価方法を組み合わせて実施してくださいと書いていますので、各機関で御準備いただくということになります。

## ○近藤委員

あともう一つ、実習の位置づけですが、確認ですけれども、膨大な知識を得て、それを 実践の場で全てを応用して、あるいは援用してやるということはなかなか難しいですけれ ども、そういったところも、実習生が今後学び続けるという可能性や将来性込みでフィー ドバックをしていく、評価をしていくという、そういうスタンスでよろしいでしょうか。

## ○永田座長

今おっしゃったのはその評価基準をどこに置くかみたいな話ですかね。

## ○近藤委員

はい。評価を、結局評価シートも考えなければいけないわけですよね。その際の考え方 を確認させていただければと思います。

#### ○永田座長

実践研修のカリキュラムに到達目標で示されているところを最低限抑えつつ、あとは、 それに加えて各養成機関でどういう点を重視するかというところは裁量があるのかとは、 最低限共通で押さえる部分で、プラスアルファでどういうところを狙うかというのは裁量 があるのかと思っていたのですが、いかがでしょうか。今の点を確認させていただければ と思うのですが。

# ○石澤養成研修専門官

御認識のとおりだと思っております。6ページに全体目標と各到達目標を記載しておりますので、それに向けて、最低限の学習をしっかりとやった上でということになりますので、ここに挙がっている全体目標や到達目標の達成に向けて、収斂していくような形をとっていただきたいと考えております。

# ○永田座長

加藤委員、お願いします。

## ○加藤委員

今、近藤委員最初におっしゃったほうの評価のことですけれど、今、回答を聞いて、そこはそこで、私もそうかとは思いつつ、懸念があると思って、あえて申し上げます。評価、特にこの実践研修が、今までは私たちのような学校が、それぞれの学校の特徴を出して、というような形でしてきましたが、今後はそうではなくて、本当に一つの国家資格を取る

ための前段階になるわけですね。もちろんだからといって、そこで一律の評価の内容になったり、やり方まで限定したりとするのは全くもって違うと当然思っているのですけれど。ただ、そのときの評価というのをそれぞれのところで考えて、それで出すというような形では終わらず、ちゃんと考えるのだけれど、その者が登録を受けるときに、きちんとそこが審査されて、その学校ならでは、でもちろんいいと思いますけれど、そういった評価がなされているということをきちんと見られるのだという意識は持って今後、ここのところを私たちも考えてしていかなければいけないと思いましたので、あえてというところで今申し上げました。

### ○永田座長

どういう教育現場で実践研修を行うのかによっても、誰が行うのかによっても、当然違いは出てくるところで、最終的には、一律で守る、到達すべきところと、プラスアルファでどういうところを狙っていくかという、それぞれの機関の特色みたいなものも出てくるのか。それは、その審査のときにも、当然、審査としては、そこが果たされているかどうかが審査されるのでしょうけれども、その過程で、それぞれの機関の特色みたいなものが出てくるのかとは思っています。

その他いかがでしょう。北出委員、お願いします。

### ○北出委員

実習のところで、ちょうど6ページで、ここは先ほど加藤先生もおっしゃったように、もう少し厳密に、多様性は尊重しつつ、厳密に見ていく必要があるということで、特に6番目の振り返りのところですが、振り返って今後さらなる成長というのが、かなり漠然としているので、どういった成長なのか、人間としての成長というのがどこかに、養成での資質・能力で書いてあったり、それから日本語教師の専門家としての成長というのもあると思いますし、また、どういう成長というところでは自律的なというところもここで抜けているので、自律的に成長できるという部分はほかでも書いてくださっているように大事な部分なので、できればこの6の振り返りのところに、もう少し具体的にそういった文言を明示できるといいのかと思いましたが、いかがでしょうか。

#### ○永田座長

文言に対する御意見をいただきましたが、いかがでしょうか。確かに、今後さらなる成長というのはいろんな成長が考えられるので、そこをもう少し明示しておくというのも必要があるかなという御意見ですが、いかがでしょう、事務局のほうで。

#### ○石澤養成研修専門官

御意見にはもちろん異論がなく、そのようにもう少し詳しく書いてある方がいいと思いつつも、今日、最終回ということもありまして、この場で、できれば文言を調整させていただきたいのですが、もし北出先生のほうで何か素案等をお持ちであれば、是非お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

#### ○北出委員

一つは、「自律的な成長」と「自律的」を入れていただくのと、あとは、私が独立で決めているわけではないんですが、ほかの先生、ほかの委員の方々も御意見いただいてですが、その日本語教師としての専門的な成長と人間的成長と両方を射程に入れるのか、それとも片方だけなのかというあたりは委員の先生方の御意見をいただきたいかと思います。

## ○永田座長

今の点、本当に実はというか、今回が最後のワーキングですので、文言についてはもう 少し詰めたいと思うのですが、今の点はいかがでしょうか。自律的な成長、人間として、 あるいは教師としての自律的な成長という案をいただきましたが、先生方の御意見もいた だければと思いますが、いかがでしょう。坂本委員、では先にお願いします。

# ○坂本委員

<u>両方とも入れていただいた方がいいような気がします。いい文言だと思います。</u>

## ○永田座長

近藤委員、いかがでしょう。手を挙げていただきました。

#### ○近藤委員

「自律的な成長」、賛成です。ただ全人的な、というと実習のところから少し離れてし

まうようなこともありますので、もちろんそれも含めてですが、日本語教師として、さらなる自律的な成長を目指すとか、そういう文言はいかがかと思いました。

# ○永田座長

今の両方向が入るような形で、全人的というのは、確かに実践研修で狙うには大きくなり過ぎるかというのはそのとおりだとは思います。いかがでしょう。今のがここで、ワーキングで出た文言の案ということで、事務局のほうはよろしいでしょうか。最終的には、もちろんいろんなバランスを考えて。

# ○石澤養成研修専門官

大変参考になりました。自律的な成長というのが、な形というか、それでつなぐのが本当にいいかどうか、私ももう一度考えたいと思いますが、先生方の御意向として、自律的な成長を更に目指してほしいという思いをしっかりとここに書き込むということと、専門家としての日本語教師の部分も盛り込んでいただきたいというコメントをいただきましたので、ここを少し修正した形で、座長にも確認いただきながら最終的な資料とするという方向でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

# ○永田座長

今のように、お気づきの点が文言に関してもありましたら、是非いただければと思いま す。坂本委員、お願いします。

### ○坂本委員

文言でもう1点、 $7^{\circ}$ ージの3-1の五つの全体目標の(1)(2)(3)(4)のそれぞれの説明の最後がみんな同じですね。「それらと日本語教育の実践と関連づけて考えることができる」というのが四つ、下のほうも出ているのですけども、五つ目が違うのですけども、これは、上のほうに1行入れて、それを取るというような感じでもいいかと思うのですけれども、文言が何回もリピートして出てくるので気になっただけですが。

## ○永田座長

なるほど。確かに(1)から(4)まで、「関連づけて考えることができる」になって

いるので、最初の一文で何か統一的なものを入れておくということですか。

## ○坂本委員

そうです。五つを日本語教育の実践と関連づけて考えることができることが大事である とか、何か場所は分かりませんが。

### ○永田座長

なるほど、そうですね。そうなると今度、5が、最初に一文を入れてしまうと、今度は (5)が。

## ○坂本委員

5がちょっとだけ違うのですよね。

## ○永田座長

違ってきますね。

## ○坂本委員

そこをどうしようかちょっと困ったこと。

## ○永田座長

それぞれ(1)から(4)が「関連づけて考えることができる」というところが、それぞれで書いておく必要があれば、もうこのままでもいいのかもしれないですし、冗長な感じがするのであれば、少しまとめるというのもあり得るかと思うのですが、先生方はいかがでしょうか。

## ○加藤委員

加藤です。意見を言わせていただいていいしょうか。今、縦に並んでいるので、この全部が同じだとは見えてしまうので、分かるのですけれど、これは多分ばらばらに表などにも書かれていくことを想定すると、本当に怖いのは、知識の注入だけをして終わるということが一番問題だと思っています。どの科目も全てが日本語教育の実践と関連づけるとい

うことになると思うので、今ここは本当に並べていると、それはそんな気もしてしまいますけれど、そうではなくて、ちゃんと一つ一つに対してそれを言うということが重要じゃないかと私は思いました。

## ○永田座長

坂本委員、よろしいでしょうか。

## ○坂本委員

はい、それで結構です。

#### ○永田座長

その他いかがでしょうか。近藤委員、では先で、次、北出委員、お願いします。

#### ○近藤委員

11ページの6番ですけれども、ダイバーシティと社会的包摂のところですが、検討していただき、ありがとうございました。「多文化・多言語主義」に戻すという点、ダイバーシティと社会的包摂の方が上位概念になりますので、私はこれで結構だと思いました。以上です。

## ○永田座長

では北出委員、いかがでしょう。

# ○北出委員

4ページの下から二つ目の養成課程修了見込み者というところですが、これは結局、養成課程見込みの基準というのはどこかで示されたかどうかというのが一つと、それと実習を受けるためのこの37項目をクリアしているかどうかは別ということになるんでしょうか。個人的には養成課程修了見込みということは、こういった項目をクリアしている、実習の専修条件をクリアしていると思ったんですが、またこれは違う基準ということでしょうか。

# ○永田座長

これはどうでしょうか。私のほうでそれぞれかな、確かに修了見込み者というのは、何をもって見込みとするかというのは結構難しいところがあるのですが、実習に行く前に、この10の一般目標がクリアされているかどうかというのを確認して実習を受けさせるということと、その受けようとする学生が、このまま順調にいけば、まずは課程に在籍していて、修了もできるであろうという判断とは独立しているのかと理解していたんですが、事務局、今の点いかがでしょうか。理解として。まず何をもって修了見込みとするかというのは何かありましたかね。

### ○石澤養成研修専門官

独立しているというよりは、つながるものというか、イコール、ニアリーイコールのようなものと考えて作成していたところはあったんですけれども。つまり修了見込み者はこれだけの学習を終えた者とイコールということですが、分かりにくいということでしょうか。

## ○北出委員

その修了見込み者というのは各養成課程で判断してもいいんでしょうか。そういうことでしょうか。

#### ○伊藤課長補佐

補足をさせていただくと、少なくとも、最低限この科目は終わっていると。その上で、 機関ごとに、この科目は終わっているけど、この人は、という判断があり得るのかもしれ ないですけれど、制度全体としての統一基準として、最低これは終わってくださいねとい うのがここに掲げていた科目という形です。その上で更にプラスアルファ、機関として本 当に個々の生徒というか、受講者、学生を認めるかどうかという判断がさらにあってもい いのかもしれないですけれども、という位置づけになるかと思います。

## ○永田座長

ですから、実践研修を受けるに当たって、ここの10の一般目標の分は学習済みで、実践研修を受けて、その課程に在籍していて、実践研修を終えて、その学生が最終的に修了、

ほとんど卒業とイコールなのかもしれない。でもそういうわけじゃないですね。その課程 を修了できるかどうかというところはまた別の判断になりますよね。それは。要するに全 ての単位を修得したということになってくるので。

ですから、確かに連動はしているんですけれども、別にその学生が修了見込みだからこの学生は受ける、受けないという判断はもう各養成機関でやるということですよね。そういう理解でよろしいですかね。同時に、きちんとその10の目標も受けているかどうかというのも各機関で判断するということですよね。そこをどこかで審査を受けるとか、そういうことにはなっていなかったですよね。そういうのでよろしいですかね。そういう理解で。

## ○伊藤課長補佐

座長のおっしゃったとおりで、別に国が個々の、例えば受講者について本当に見込みかどうかというか、ここに上がっている10の区分のものを修了したかどうかを確認するとか、そういったことはないので、各機関においてちゃんと修了していることを確認していただくということにはなります。おっしゃるとおりで、最低基準としては当然10は終わっていて、その上で、個々の方を修了見込みと認めるかどうかというのは各機関で判断いただければいいのかと思います。

## ○永田座長

北出委員、よろしいでしょうか。

## ○北出委員

分かりました。

#### ○永田座長

加藤委員、お願いします。

# ○加藤委員

今のお話で気づいたので、申し上げたいんですけれど。実際に教育実習というか、この 実践研修の部分を受け入れる機関の中には、日本語教育機関の養成をしていないところも 多く考えられるわけで、そうすると、受け入れる側が確認するのではなくて、あくまでも 送り出す側がきちんとこれらの科目を取っている人を送り出すという考え方でいかないと、 受ける側は、その人が何を取っているかというところまで調べるすべもないですし、そこ までを課すこともないと思いますので、もう本当に、行う側がきちんと責任を持ってとい う形での認識でいるのがいいだろうと今思いました。

### ○永田座長

養成と一体化しているような場合は、当然養成機関がそこを確認するということですよ ね。

## ○加藤委員

そうです。そこは当然そうします。

#### ○永田座長

今のような確認も含め、いかがでしょうか。お気づきの点があれば。よろしいですかね。 特に、ではここまでのところは、カリキュラムに関しては先生方、よろしいですか。

それでは、もし後になって、このワーキング終了後にまたお気づきの点がありましたら、 お伝えいただければと思います。 先生方、 ありがとうございました。

それでは次、続きまして、議事の(2)その他に移りたいと思います。資料3、4、5について事務局より説明をお願いいたします。

# ○小林日本語教育推進室長

資料の3から5ですが、最初に資料5を御覧いただきたいと思います。これの次のスライドになりますけれども、その他のこちらの議題ですが、経過措置の最後のまだ決まっていないところということでありまして、最初の頃の経過措置の図から大分複雑になってはきておるのですけれども、大体これで講習の振り分けができるということで、それでそのための基準が資料の3と4にございました。

資料3と4は何かと申し上げると、この図の中で資料3に該当してくるところが、この経過措置の図のCというところであります。こちらは経過措置の間で、現職者に限らないということで、必須の50項目を対応したと認められる課程であれば、このCの課程に乗

るということで、この方たちは講習受講の義務もなく、応用試験だけ受けるということになるんですが、その50項目、その課程が何かという話が一つ。

もう一つは、その隣にありますD-1というところです。こちらは現職者のうちということで、必須の50項目の対応前でありますけれども、昔ありました5区分の教育内容を実施していれば確認できたところについては、ということで、こちらに関しては、講習の2をお受けいただいて、応用試験をお受けいただくということとなります。そのための基準というのが資料4になります。

D-2ですね。それでは、その確認ができなかった課程とか、そういうところを今、出られて働いている方はどうなるかといいますと、基本的にはD-2に入ってくるので、Eの試験を受けていない方に関しましても、このD-2で受けていただいて、経過措置に乗っていただこうということで考えているところでありますが、それでは、どのような基準でいくかということを資料 3 と 4 で示しております。

なお、講習の中身につきましては、ちょうどその後の参考資料で示しておりますので、 御参照いただければと思います。

それでは資料3にお戻りいただければと思います。まず、資料3でありますけれども、 題名はこのようになっております。「必須の教育内容50項目に対応した日本教員養成課 程等の確認のため審査要綱」の案でありまして、次のページを御覧いただきたいと思いま す。審査要綱ですので、導入の部分とかたくさん書いておりますが、「はじめに」と1番 の「概要等」というところに関しましては、今の経過措置の図であったり、そういう考え を文章にしたものでありますので、次の2を御覧いただきたいと思います。

必須の教育内容50項目に対応した日本語教員養成課程の要件等とございます。こちらについて御説明をさせていただければと思います。まず、どのようなものが必須の教育内容50項目に対応したものかということのまずやり方でありますが、一つ目の丸ですけれども、今後この基準、お認めいただければ基準に基づいて、有識者の審査を経てということで、有識者の方に御審査いただいて、文化庁において必須の教育内容50項目に対応したものであることが確認できたということ、そのような確認をいたしますということをまず一つ目に書いております。

二つ目の丸ですが、審査に基づく要件でありますが、審査基準が1から5にございますが、ポイントになるのは(1)と(2)になるかと思います。(1)が、まさに平成31年3月4日に取りまとめた、この50項目でありますけれども、そこに掲げられた必須の教

育内容全て含むものであるかということを確認できるかどうかということが審査基準1で ありまして、ここがポイントになります。

(2) は、当然その報告書がその時点でまとめられておりますので、その後に出来たものであるということがまず要件になります。 (3) から (5) につきましては、現行の法務省の告示基準の養成課程の要件に当てはまるところをそのまま持ってきておりますので、基本的には (1) と (2) を御覧いただくということになるかと思います。

一番下の丸でございますが、「上記について」ということで、申請のあったその養成課程等の実施機関における最初の課程、なので、その学校の最初にやったところの課程の資料を出していただいて、その後の期間は、その最初にやったものに基づいて認めていくということになりますので、その最初のところの実施期間の最初の年度の資料を出していただいて、審査の判断をしていくということで考えております。ですので、基本的には、お出しいただくのは最初のときのものと考えています。

次のページを御覧いただきたいと思いますが、これは技術的な話になってまいりますけど、このような形で申請に必要な手続と考えておりまして、その各養成機関のところに、こうした資料をお出しいただきたいということでお願いしたいと考えています。

具体的にどのようなものかと申し上げると、まず様式2を御覧いただきたいと思います。まず、このような申請機関の概要ということで、次のスライドが分かりやすいのでお願いしたいと思いますが、具体的にはこういう養成機関の名前であるということと、あとそのどの時期からやりました、どのような課程をやりましたということをお出しいただいた上で、次のスライドでありますけれども、非常に横長の表が並んでおりますけれども、実際に50項目にどのような科目が対応しましたかというものを、対応表をお出しいただきたいということで考えていまして、この対応表と、次のページにございますけれど、各科目がどのように行っていたかということ、科目から50項目はどのように対応しているかというのをお出しいただくということで判断をしていくということとなります。

具体的な進め方としては、こちらは、どのようにきいてくるかと申しますと、これは来年度、実際に例えば講習を、私は講習のどれを受けないといけないのか、又はCルートの方ですと、講習はそもそも受けないので、私は講習を受けなくてもよいのかということが、できるだけ早く分かった方がよいということもありますので、こちらについては、このワーキングが終了した後、速やかに募集をいたしまして、最終的には年度内に、最初の、どの課程が対応してくれるかということを、文化庁からお出しできるような形で進めていけ

ると、各先生、学校の先生に対しても、私はこの課程を出たので、このCに入るのだなというのが分かってまいりますので、そのようなスケジュールで考えたいと思っております。 続きまして資料4であります。こちらが、先ほど私が申し上げたD-1です。50項目には対応していないが、平成12年の報告に対応しているかどうかを確認するための審査要綱で、基本的にコース像は同じでありますが、こちらの御説明をさせていただければと思います。

こちらの2のところからと思います。こちらの要件のやり方も基本的には一緒でありまして、お出しいただいたものを有識者の審査を経て、文化庁において平成12年報告に対応していたものが出てきたことを確認できたということを、そのような形で確認をしてまいりたいということで、二つ目の丸ですが、審査のやり方としては、こちらは審査基準が平成12年報告において示したものが設定されているかという観点で見るということになります。

(2)は、平成12年3月30日以降の期間に実施をされたものであるということが、こちらは時期のこのようになっておると。三つ目の丸ですが、考え方は同じで、一番その最初にやった課程の後のものを認めていくということになりますので、最初のところで出せるものをまず出していただくという形で考えておるところであります。

次のページ以降も、基本的には先ほどと同じ要件の資料が並んでおりますが、こちらも、 最終的には、こういう有識者の審査をへて、年度内にそうした、どこの課程が、こちらは 平成12年以降の課程に対応しているかというのを文化庁のほうでお示しをすることによって、各先生たちが確認できるようにということと考えています。

最終的には、こうしたものが、最終的に来年、今準備を進めておりますけれども、講習を、どこを受けていただくかということにつながってまいりますので、各学校の先生たちは、私は講習2だけを受ければいいんだなとか、そういうことが分かるようにお示しをしていければと考えているところであります。

学校の審査などの手間、資料の準備状況などの手間もある程度考慮しながら、やり方と しては、よく皆様の御意見も聴きながら進めていければと思っております。よろしくお願 いいたします。説明は以上です。

## ○永田座長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問のある方はお願いいたします。北出委員、

先にお願いします。

## ○北出委員

御説明ありがとうございます。平成12年報告の対応が特に心配ですけども、シラバスが、かなりもう改組改組で大分変わって、科目編成も変わってきていて、どこまでトレースというのですか、今から情報が集められるかというところがかなり不安な教育機関の方が多いのではないかと思うのですが。どこまで厳密に、その科目、シラバスを提出しないといけないとかありますか。

## ○永田座長

確かに開設科目なんか、便覧みたいなものは割と残っているのかもしれないですけど、シラバスレベルになると、なかなか厳しいかもしれないのですが、どうでしょうか。その考え方としてはよく分かるのです。それが始まったときのものをもって審査するというのはよく分かるのですが、それと現実とのギャップというところだと思うんですが、いかがでしょうか。

## ○石川専門官

事務局でございます。基本的には、今お示ししている様式に書けるときの当時のものを書いていただいて、プラスで何かその当時の資料の裏づけを出さないといけないとか、そういうことまでは求めませんので、書いていただいたものを出して、それに基づいて我々が確認していくということでございます。

これは直接これとはずれる話かもしれませんけれども、仮にどうしても、12年に対応したということは何か出していただかないと、我々も確認のしようがないというところがございまして。ただし最初に申し上げましたとおり、仮にこの12年の対応を確認できなかったということであっても、現職の告示校の教員の方で、今の基準を満たすところを修了されている方は、少なくともD-2の経過措置のルートには乗れるという仕組みで考えておるところでございます。

## ○永田座長

いかがでしょうか、北出委員。

# ○北出委員

ありがとうございます。安心しました。ありがとうございます。

#### ○永田座長

これは結局、例えばシラバスというのは提出書類にありましたよね。それがないと確かに何が行われているのかというのは科目名だけでは確認できない。やはりシラバスレベルが必要だとは思うのですが、万が一残っていないとか、どうしても提出できないとなると、もうDのルートに乗っていただかないといけないということになるのですかね。

#### ○石川専門官

D-1かD-2かの違いについては、その講習 2 だけではなくて、1 も受けていただく 必要があるかどうかという違いにはなってきますけれども、D-1に該当することが確認 できなかった課程の場合ですと、D-2でやっていただくということにはなります。

## ○永田座長

例えばシラバスが無理でも、何かその教育内容が、何か分かるものが残っていたら、ま た相談する余地はあるということでもよろしいでしょうか。

#### ○石川専門官

はい。このシラバスですけれども、今提示している様式に入れ込んでいただくものです ので、その教育内容が分かるようであれば、分かる内容を今のこの様式に入れ込んでいた だいて出していただければ、こちらでもその確認ができるかと考えております。

#### ○永田座長

何かその辺りは、本当にこれはそれぞれの機関によって、何が残っているか残っていないか、何か出せるか出せないか、本当に様々だと思うので、その辺りは相談させていただくということもあるということを今、確認できて安心しました。

加藤委員、手を挙げていただきましたか。

## ○加藤委員

加藤です。3点あります。

まず一つ目が、先ほど小林室長のお話の中で、本当に個々の教員のためにというのを大前提にお話しするのですが、養成課程や養成講座の立場からいった場合に、年度内とおっしゃったのですよね、その非常に短期間の間にこれを出すというところです。もちろん出せるところは出せるでしょうけれど、今お話があったように、それぞれの事情や、記憶と記録と両方がないとそろわないだろうみたいなところもあるだろうと思うのです。ですので、書類は本当になるべく簡便に、期間的にもきつきつの期間で、そこまでに出さなかったらもうそれで終わりであるというような形にはならないようにはしていただくのが、ひいてはそれぞれ個々の教員のためになると思いますので、そこはお願いしたいというところが1点目です。

2点目は、先ほども主査もおっしゃったところですが、書類が出せない、記録がないというところ以上に、今もうその教育機関がないというところもかなりたくさんあると思います。また、過去に一時的にしていたけれど、今はしていないとか、副専攻の方なんかもそうなのかもしれませんけれど、その大学や教育機関にとって、過去にちょっとやったていたなというような感じで見過ごされてしまうと、そこを修了した方というのは、試験科目が多くなったり講習が多くなったりというようなことになると思います。本当広報をきっちりと出してくださいという方向のアナウンスを教育機関向けにはしていただいて、それぞれの教員たちが身分を守れるようにというお願いをしたいというのが2点目です。

3点目、今度はまた立場を変えて、日本語教育機関の立場で申し上げるんですけれど、 私たちが今度、日本語教育機関として認定を受けるためには、そこに属している教師たち が、基本的にここのどこにいるかというあたりのところも分かった上でしなければいけな いわけです。私たちは今法務省の告示基準に従った形で、資料も全部法務省に出していて、 現在いる教師たちというのは、どこの時点でどの講座を受けているということは全部出し ているわけです。

なので、今度、日本語学校の側が、その届出をするときに、その告示基準で出したとき の書類であったりとか、そこでされた審査というようなところは勘案された形で進めてい ただかないと、私たちはこれから認定を受けるという作業を同時にしていくわけなので、 その辺りのところはお考えいただけるでしょうかというのが、その3点です。以上です。

# ○永田座長

3点目というのは、今もう既に教育機関で、告示校で働かれている方はもう既にそうい う書類も出されているということでしょうか。

# ○加藤委員

はい。例えば1人の教師が大学のこの課程を出ているとか、それから検定試験に合格しているということで、合格証も全部出しているわけですね。それで今回日本語教育機関が認定を受けるに当たって、私たちは自分たちの養成機関としての身分を証明するわけですよね。そのための時間的なことや、煩雑さとか、なるべく無理なく行くためにも、簡便にできる何かがあるのであれば、それを使ってほしいというところですけど、その辺はどうでしょうか。

### ○永田座長

3点目に関しては、現時点である程度もうどの先生がどのルートに乗っていくというのは……。

# ○加藤委員

学校としては分かっています。

## ○永田座長

というので、できるだけスムーズに移行できるようにということ。

# ○加藤委員

できるだけ、分かっているものはそのまま使わせてほしいという意味です。使わせていただくことができますかという意味です。

## ○永田座長

使うというのは、例えば検定試験の方は……。

## ○加藤委員

この人はこういったものを持っているということを、学校側が示すことによってですね。 その示すという根拠は、告示基準をパスするために私たちは資料等々も出しているので、 そういったものをもって、個々の講師たちの立場というもの、どのルートを取るというよ うなものは、そこで代替できますかという意味で申し上げたのですが、もしかすると、そ の認定の考え方のところで、私が何かずれていたりしたら、反対に御指摘ください。

### ○永田座長

例えば検定を受けられている方は、今で言うとE-1ルートに乗っていくというのは、 御自身でも理解されていて、学校でも理解されているので、把握されているので、先生、 講習1と2を受けてくださいね、みたいな形で進めていくような感じですかね。

## ○加藤委員

そうですね。という意味合いで申し上げたのですけれど、とてもずれていたらごめんなさい。

## ○永田座長

事務局のほうでもし何かあれば。

### ○石川専門官

事務局でございます。質問の趣旨を履き違えていたら恐縮ですけれども、3点目ということでいただいた点、今の基本的に先ほど御説明した経過措置に関しては、登録日本語教員の経過措置ということになりますので、講習を申込みするときですとか、登録の申請をするときというのは、教員個人の方が我々に、自分の経歴というか、試験の合格とか研修の必要とかを証明していただくという形になります。

その際に、まさにこのDルートというのは、今の現職の告示基準の要件に満たすところはということですので、告示校の審査の際に学校を通して法務省に出されたものというのは、それは当然その学校側が法務省に出す際に教員の方からもらったものだと思いますので、教員の方はそれを御自身でお持ちだと思いますので、同じものを出していただければ、この経過措置のルートに乗るということを、それをもって確認するというような運用にできるように検討していきたいと考えていますので。

なので、一度学校から法務省に出したものというのは、機関のほうでやり取りされているものだと思いますので、それは、今回は改めて教員個人の方から講習等を受ける際に出していただく、基本的には同じものを出していただくということになると思っています。

## ○永田座長

なるほど。もう既に提出されたものをそのまま流用するというのは難しくて、改めても う一度出してもらうということ。加藤先生の趣旨は今のようなことですか。

#### ○加藤委員

はい、例えば機関の中で、その人たちの資料というのは全部持っていますので、本人がなくなしていれば、それを渡してそれで出してくださいという。ですので機関に属している人たちは一応分かりました。あと属してない 人たちはまたそこを考えなければいけないですね。

## ○永田座長

3点目は私もちゃんと理解できていなくて。1点目、2点目で、2点目として、そういう今回、通知を出していただくときに、今はもうやっていないのですが、過去にやっていたみたいな、本当に広い機関にできるだけ徹底する形で周知していただいて、本当に不利益を被られる方がなくなるようにということだったかと思います。

1点目は、確かに私も聞いていて、今回照会がかかって、年度内だけということはないですよね。随時またそれは情報更新されていくのでしょうか。年度内にそれが提出できなかったら終わりということではないのですか。その点はいかがでしょうか。

### ○石川専門官

1点目の期間の点でございまして、まずは来年度、講習が始まるときまでに、なるべく それまで早めにリストといいますか、どの機関が対象になるかということを早めに出す必 要がある以上、それをまず年度内に出すためには、その審査のスケジュールを後ろから考 えますと、一旦この今回の時期までに出してくださいということで、一旦は締め切って募 集するということはやる必要があると思っております。ただ、そこまでに出していただけ れば年度内に確認まで行けてということになると思います。 その後については、その状況を見ながら、例えば追加でやらせていただく、ですとか、 そこの期間に出せなかった、時間までに資料がそろわなかったところについても、その後 のどこかのタイミングで受け付けるということは検討していきたいと思っております。た だ、なので、最初の段階に出していただかないと、スケジュール上、年度内に公表すると いうことにその場合は乗れなくなってしまう可能性がありますので、まずは年度内に公表 できるスケジュールは今回一旦やらせていただいて、その後に状況に応じて追加で受け付 けるといったことも検討していきたいと考えております。

#### ○永田座長

加藤委員、よろしいでしょうか。

#### ○加藤委員

分かりました。本当にたくさんいろんなことがここの間にあるので、整理をしながらちゃんとみんな行かないといけないということだろうなと。それから、先ほど相談しながらとおっしゃっていただけたので、何か私が気づいてないところもあるかもしれないので、また、いろいろ御相談させてください。

# ○永田座長

そうですね、私は養成機関にいるのですけれども、結局もう課程を修了、あるいは卒業 した方が、御自身がもうどのルートかというところを、本当に一日も早く認識するために も、今度は我々の側のそういう手続が、申請が必要だということで、頑張ります。

その他いかがでしょうか。まだ時間はございます。

先ほどの加藤委員の2点目で、このワーキングが終わったら通知みたいな話があったのですけども、どの範囲に通知が行く予定でしょうか。何かありますか。

#### ○石川専門官

まず、今、養成課程を実施していらっしゃる団体、機関として、文化庁が把握している機関、大学またそれ以外の実践研修、教員養成研修実施機関の連絡先は我々で持っておりますので、まずそこには周知させていただきます。その上で、各種日本語教育関係の団体、大学関係の団体にも並行して周知の依頼をかけさせていただく予定ではございます。

## ○永田座長

それは、過去に何か登録されていたとか、過去の情報まで、今回は平成12年、平成 13年まで、過去の情報も当然お持ちの範囲で、過去に実施していたとか、今は分からな いけれども、過去には確実に実施していたみたいなところにも送られるのですね。

### ○石川専門官

はい、こちらのほうで、こちらの連絡先もどこまであるかというのは、一回改めて確認 させていただきまして、なるべく広く伝わるように周知をさせていただきたいと思います。

#### ○永田座長

そうですね。本当に可能な限りできるだけ広く送っていただければと思っています。その他いかがですか。北出委員、お願いします。

## ○北出委員

その申請するときに、認定養成機関の場合は教育機関単位だったと思うのですが、例えば学部と大学院だったら一緒に出すということだったと思うのですが、今回のこの申請も 教育機関単位で出すのか、それとも、そのプログラムが大学院と学部では違ったりします ので、それぞれで出すのか、教えていただけますか。

#### ○石川専門官

機関単位で複数のプログラムを、複数お持ちの場合は、機関単位で複数のプログラムを まとめて出していただくようなことをイメージしております。なので、資料は、そのプロ グラムごとにつくっていただく資料と、機関全体で一つでいい様式というのがあることに はなりますが、全体としては、まとめて出していただくということを考えております。

### ○北出委員

ありがとうございます。

#### ○永田座長

よろしいでしょうか。先ほど相談というのもありましたけど、是非何か窓口みたいなと ころで書いておいていただくと、恐らく本当にどうしたらいいのか分からないようなとこ ろも出てくるかと思いますので、また質問、相談させていただきながら、本当に我々も進 めていければと思っております。

それ以外でいかがでしょうか。坂本委員、お願いします。

### ○坂本委員

様式が、今4-1のところを見ているのですけども、「科目の内容(シラバス)」と書いてあるところですが、これの、もう過去の科目について、今いる先生たちが書くみたいなことがあると思うのですけども、そうすると、たとえシラバスが残っていたとしても、1回目こういうことをやって2回目はこういうことをやってと、シラバスが残っていたとしても、右側の、各回に含む必要50項目事項ナンバーというところは、ここまでは今の先生がもう推測して書かざるを得ないですかね。

もうシラバスといっても、非常にそんなに細かいことは書けないので、せいぜい一、二 行ぐらいの内容を見て、恐らくこの先生はこういうことを触れていたはずだ、みたいな感 じで推測して、この必須項目の番号を書くようになりますか。自分が教えていればいいん ですけども、もう退職して、いらっしゃらない先生とか、シラバスは残っているけども、 具体的には分からないという場合を考えてみたら、そこが気になったのですが。

#### ○永田座長

いかがでしょうか。

# ○石川専門官

必須の50項目の一つ目については、一応平成30年以降の課程ということでございますので、こちらはそこまで昔に遡るということでもないかと思いますので、こちらは書いていただきたいと思っております。

もう一方の平成12年は、確かにその当時の、平成12年も50項目事項と同じことを 書いてしまっておりましたので、これは単純に誤りですので、そこは修正させていただき たいと思います。

# ○坂本委員

分かりました。

### ○永田座長

今のように、申請に当たっていろいろと確認すべきこととか、先生方で見ていただいて、 いかがでしょうか。

では、また今日のワーキングの最後にも全体を通した御質問、御意見をいただく時間を取ります。先ほどのコアカリの点も含め、もしそこまでに御意見、御質問が浮かんだという方がいらっしゃいましたら、そこでいただければと思いますし、また、この回の終了後にこの点が気になるという点がありましたら、またお寄せいただければと思います。よろしいですかね。

では、ひとまずここまでにしまして、これまでワーキングで議論してきました登録要件等を定めた施行規則の条文案や研修事務規定や養成業務規程の審査基準案について、パブリックコメントの経過等が参考資料として配布されております。この点について事務局より説明をお願いできますか。

#### ○小林日本語教育推進室長

参考資料1以降で、座長からおっしゃっていただきました資料を添付させていただいて おりますので、簡単に御説明させていただきたいと思います。

まず参考資料1でありますけれども、こちらは法律に基づく施行規則という省令でありまして、具体的に例えば実践研修であったりとか、登録実践研修機関や登録日本語教員養成機関に関する基準、これまで省令案として議論をいただいてきたものの省令になったものの形ということで、このような形で今考えておりますので、こちらはこのようにお目通しいただければ幸いでございます。

続きまして参考資料2であります。こちらですが、先日までパブリックコメントをこちらは登録実践研修機関の研修事務規定でありますけれども、最終的にこのような形で通知になることを考えておりますけれども、パブリックコメントを踏まえて少し修正をしようと考えている部分がありますので、そのところに関して説明させていただければと思います。

1の③、赤になっているものであります。パブリックコメントの中で、質保証という観

点から、実践研修、これは養成課程のほうですけれども、ある程度その上限数みたいなものをある程度考えていくべきということがございまして、それはそうした質保証の観点からそのような考え方も適切かということで、このような規定で。

読み上げますと、「指導者数、施設及び設備その他の条件を考慮して、適切な数の収容 定員数及び同時に授業を受ける受講者数を定めて行われること」ということで、このよう な上限あたり、そうしたものを考えていただきたいということで基準として入れている、 考えているところであります。

それ以外の部分に関しましては、これまでちょうどこちらも省令と併せて、このワーキングで御議論いただいてきたものをそのまま研修の事務規定案として現在策定をしようと考えておるところであります。

続きまして参考資料3であります。こちらも、まずここの1の④です。これも考え方は 先ほどの実践研修機関と同じでありまして、ある程度どのぐらいの人数まで考えるかみた いなところは、その辺りを考えていただきながらやっていただきたいということで、この ような指針を設けています。

(6)を御覧いただきたいと思います。こちらの小委員会で結構御意見をいただいてきた部分でありますけれども、現行で日本語教師養成を今やっていらっしゃるところは、複数の機関が共同でやっている場合というのは、地方の大学を含めて結構あるということも、ヒアリング等を私たちもしまして承知したところでありますけれども、パブリックコメントの中でも様々な意見をこちらにいただきましたので、そのような場合についてということの例、そのような形も認めていくような形で考えていければと考えています。

こちらに関しては、実際にそのような場合にどのように役割分担をするかというような規定を、そうした場合においてはそういう分散などの考え方をまとめていただきたいということを設けているところであります。こちらに関しては、4の④です。そうした場合ということで、実施体制のところも、そうしたまとめてやる場合の特例ということになりますので、当然この①から③を満たしていただくと同時に、各その登録養成機関に最低1人の本務等教授者と養成課程の実施に係る事務を担う者を置くというのを要件に、そうした形の実施も可能ですよという形で考えていければと思っております。その辺りはパブリックコメントなども踏まえて考えたところであります。

続きまして参考資料4です。こちらも実際に確認事項ということで、こちらは先ほどの 研修事務規程や省令に基づき、届出に際して確認すべき事項ということで、これはこれま で議論いただいてきたものでございます。このような形で今考えておりますが、こちらも、 こちらの資料の2の(1)の⑤でありますけれども、先ほど申した事務規定とかそういう 観点で見るべきことをここのところで確認いたしますというのを書いております。

続きまして、参考資料5でありますけれども、実地視察です。こちらも前回以前のワーキングでも御議論いただいたもので、こちらもこれまでの議論を踏まえまして、案としてはこのように考えておるところであります。この中でも、これまでの議論で行っていただいたものをそのまま書いておるところであります。

参考資料6でありますけれども、これが先ほどからのパブリックコメントでありまして、 まさに最初の試み、こちらを見ていただくと、一つ目、最初のところで、上限単位時間数 や受講生の人数上限などのところ、質の保証という観点でこのような御意見がございまし たので、対応をいたしますという形で先ほどの修正案となっております。

続きまして、こちらも最後から二つ目のところです。養成機関同士が連携して登録する 形を可能とすべきということで、幾つかこちらも意見をいただきまして、補数の登録日本 教員養成機関が共同で一つの養成課程を実施できることとしますということで、このよう な形で、多様な場所・地域でやっていただくこともできればと思っております。

こちらにつきましては、最終的には46件の御意見をいただいたところであります。

最後に参考資料 7、コアカリキュラムのパブリックコメントに関して、こちらは任意の 意見募集という形で行いまして、48件の御意見をいただきました。こちらの意見に関し ましては、先ほど石澤調査官から御説明しました内容で対応できるところは対応するとい う形で考えてきたところでありますので、お目通しいただければと思います。

駆け足でございまして失礼いたしましたが、説明は以上ということになります。

# ○永田座長

説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御意見や御質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。坂本委員、お願いします。

### ○坂本委員

参考資料3の⑥ですか。2の、これは初めて今回見たんですけども、複数の登録日本語 教員養成機関が共同して一つの養成課程を実施するというような場合、これは考えたこと がなかったんですが、これはA養成課程では例えば音声学の科目を教える人が少し見つか らないので、でもB養成課程にはそういう方がいらっしゃるから、そちらの先生をお借り して、みたいな、そういうお互いに助け合うような感じで養成課程を一つ、複数の機関が 運営するような、そういう感じですか。

## ○伊藤課長補佐

それぞれ課程を置いている上でではなくて、複数の登録機関が一つの課程を置くことになりますので、A養成課程というよりはA機関とB機関があって、そこが共同で一つ養成課程を置いていただくということになります。その上であれば、おっしゃったみたいな、なのでA機関から音声学の先生が参加して、B機関からほかの、また専門の先生が参加してというようなこともできると思います。

# ○坂本委員

分かりました。理解できました。

# ○永田座長

それぞれで協力して、いろんな養成の形が今後もあるのかとは思います。

その他いかがでしょうか。先ほどの参考資料1から6に関して。加藤委員、お願いします。

#### ○加藤委員

加藤です。参考資料3というか、養成機関の業務規程策定基準というものの中で、赤字で触れたところで、聞きながら、あっと思ったところを念のため確認ですが、④のところです。「収容定員数及び同時に授業を受ける受講者数を定めて行われること」というのがパブコメなどでもたくさん出てきて、あまり大人数にならないようにというような意味合いだろうとは思ったんですけれど、今回、実習以外のところでオンラインを認めていますよね。そうした場合に、必ずしもその収容定員とかというところと合致しないのではないかと改めて思ったので確認です。

## ○永田座長

この点いかがですかね。

## ○伊藤課長補佐

オンラインで実施する場合においても、収容定員数自体は定めていただく必要があるかとは思っていまして。一つは教授者の配置基準として、133人に1人は置いてほしいということは言っていますので、その観点からも少なくとも収容定員は定めていただくと。

あと受講者ですけれども、例えばオンデマンド型でやられれば、確かにかなりの規模を一つの授業で受け入れられる可能性もあるとは思いますが、一方では同時双方向型の場合は多分限界もあったりとか、多分授業形態によっても変わってくると思いますので、そこは個々の機関が実施される授業に応じて、適切なクラスサイズを決めていただくということができるんじゃないかと思っております。

### ○永田座長

収容定員自体は当然増えるとかというわけではなくて、それぞれの授業の形態によって、 どれぐらいのサイズが、本当に授業効果を考えると適正かというのはそれぞれ考えていく ということです。

## ○加藤委員

そうですね。よく分かっています。双方向のもいくということがきっちり今回書かれているので、オンデマンドでしたとしてもそこの部分もあるわけで、そこは分かった上で来ましたけれど、矛盾があるかと思って確認しました。

## ○永田座長

確認していただいて、より我々も共通認識が深まったと思います。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。今のように確認していただくと、改めて理解が深まるかと 思いますが。坂本委員、お願いします。

### ○坂本委員

参考資料4の3の教壇実習のところの⑥です。実習先で実習生が教壇実習をするときには、登録実践研修機関に所属する指導者が、実習期間中、常に教壇実習機関に配置されているということ、この点ですけど、さっき海外の実習が頭に入ったんですが、例えば2週

間海外に行って実習させてもらう場合は、2週間その先生がしっかりと張りついているということ、そういう理解でよろしいですか。

学校によっては、例えば前半はA先生、後半はB先生みたいに、2人の人が張りつくような場合もあるんですが、とにかく先生は違ったとしても、その実習期間中、こちらの登録研修機関の先生がしっかりと責任を持って見ているということが確認できればよろしいですか。人数は関係なしに。これは確認です。

#### ○永田座長

今の点についていかがでしょうか。

#### ○伊藤課長補佐

今御指摘いただいたページで、まず⑥番の解釈としては、おっしゃっていただいたみたいに、同じ指導者がずっと張りつかなければいけないという話ではないので、その登録実践研修機関である、大学であれば大学の先生のどなたか、指導者の当然要件は満たす必要はありますけれども、その方がいるかどうかということがポイントになります。

ただ、これまでの御議論の中で、特に外国の大学で実習する場合に、必ずしも日本の登録を受けた大学の先生がずっと張りつくことができない場合もあり得るんじゃないかということで議論をいただいていまして、その同じページの⑧番のところにお示しをしておりますけれども、要は外国の大学の教員が、その登録機関の指導者の支援をするという形で、現場での面倒は外国の大学の先生が、教員が見ていると。ただ、登録を受けた日本の大学の先生の支援をするという立場であくまで関わっているという範囲内で、その場合には、日本の登録を受けた大学の先生が常に実習の場にいるわけではない可能性もあるということも可能となるように書かせていただいています。

そのときには外国の大学の先生が3年以上日本語教育を経験しているとか、一定の当然 指導できるだけの素養を持っていることを要件にしたいということで、ここに書かせてい ただいているところです。

# ○坂本委員

今の説明でよく分かりました。

## ○永田座長

指導者としての要件を満たした者がしっかり指導に当たっているというところが前提 として確認できればいいのかということかと思います。ありがとうございます。でも本当 にいろんな形が考えられるので、本当に、実際申請に当たっては、問い合わせるとか相談 もたくさん出てくるのかと思います。

その他いかがでしょうか。参考資料に関しては、よろしいですかね。

それでは、参考資料も含めですけれども、本日の全体を通して、コアカリキュラムですとか、その後の資料に関して何か御意見、御質問がありましたら、最後にお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。加藤委員、お願いします。

#### ○加藤委員

個々の教員が、私はどのルートになりますかという質問が恐らくたくさん来ると思われて、現実問題もう既に私たちのところにも、修了生であったりとか、そうでない人であったりとか質問が来たりしています。前そのようなお話をしたときに、何かコールセンターのようなものをつくるというお話を聞いたようにも思うのですが、それぞれの人たちの質問をどこかで集約していただけると、修了生でしたら責任を持って調べたりはもちろんするのですけれど、その辺りは御計画としてはいかがでしょうかという確認です。

### ○永田座長

この問合せ窓口みたいなのというのは、メールなのかコールなのかは、いろんな形があると思うのですが、そういうのはどうでしたか。当然何かそういう、いろいろなものが、情報が示された、でも自分がどっちになるのかというのは、いろんな不安とか疑問が今後当然出てくると思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○石川専門官

御指摘いただいたコールセンター自体については、今は来年度要求で予算上やっているもので、コールセンター自体を設けるのは来年度以降にはなってしまいますが、まずは、自分が経過措置ルートのどこに該当するのか、分かりやすく示したものをまず我々も示さないといけないと思っていまして。それについては、認定のほうと一緒に年末めどにつくっていくとしております手引きの中で、教員の登録の手引きというものも含めてつくって

いきますので、そこで分かりやすいような形で示していただいて、例えば自分がこういう 条件だったらここだというように見て分かるような形にまずはすると。それで、実際に登 録ということが始まってきたときには、そのコールセンター体制も整備していくというこ とで考えております。

#### ○永田座長

来年度の概算で、そういう何か要求していただいていましたよね、確か。移行に向けて の。

# ○石川専門官

はい。

### ○永田座長

近藤委員、お願いします。

## ○近藤委員

ありがとうございます。コアカリキュラムの意見募集に書かれていることですが、別紙のところにあるのですけれども、日本語教育の参照枠との連動を求めるのかどうかという御質問がありまして、そこに文化庁の考え方としては、明確化することも含めてまいりますとなっているのですけれども、これは具体的にどのように進んでいくのか、もし分かる範囲で結構ですけど、教えていただけるとありがたいです。

# ○永田座長

参照枠との関連づけに関して、何か今の時点で、もしお話ししていただけることがあれば。

# ○石澤養成研修専門官

まずコアカリキュラムの最初、冒頭の部分に、参照枠についての理解を促すことという ことを盛り込んでいますので、コアカリキュラムでもその姿勢を表していくということが 一つ。また、今後の審査においては、シラバス等に参照枠に対する言及をしていただくよ うなところが恐らく関わってくるだろうとは思いますが、現状はその可能性の段階ですので、今後また、どのような書類を出すかという点でも議論は続くかと思いますが、今のところはそのように考えているところです。

## ○永田座長

よろしいでしょうか。

## ○近藤委員

はい。今後議論が深まっていくという、そういう理解をいたしました。ありがとうございます。

### ○永田座長

よろしくお願いします。その他、坂本委員、お願いします。

## ○坂本委員

教壇実習機関と登録実践研修機関の間の協定ですけども、これは何かフォーマットみたいなのをつくっていただくことは可能ですか。多分どの協定でも、これは絶対抑えていなければいけないような部分と、あとは向こうの機関の都合で、個別的な項目とかあるかもしれませんが、何か共通のフォーマットがあると、多分、各機関の先生方は助かるのではないかと思うのですけども。

## ○永田座

どうでしょうか。

## ○坂本委員

おつくりいただく予定はありますか。

# ○永田座長

何か協定のとなると。

# ○伊藤課長補佐

多分現行制度下で、もしかしたら既に結ばれている機関さんもあるかもしれませんし、 あとは関連する制度ですと、学校の小中高とかの教員免許の課程の中には必ず教育実習が ありますので、その場合に多分現場の教育委員会だったり、個別の学校と何か文書を交わ されている可能性もあると思いますので、我々もそういう具体例を少し情報収集させてい ただいて、つくれるかどうかということで検討させていただこうと思います。

#### ○坂本委員

よろしくお願いします。

#### ○永田座長

具体的に実際ものができるかどうかとは別に、こういうところが参考になるとか、そういった情報があるだけでも違ってくるのかとは思います。ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。いいでしょうか。何か最後に言い残したことがあれば、よろ しいでしょうかね。それでは、もし本当に会が終わった後に、何かお気づきの点ありまし たら、またメールでお寄せください。

これで本日の議事は終了しましたので、本日のワーキンググループはここまでとしたい と思います。今後の予定について事務局からお願いします。

#### ○石澤養成研修専門官

本日ワーキンググループにおける検討をいただいた結果に関しましては、11月24日 金曜日、10時から開催を予定しております、第122回日本語教育小委員会で御報告を させていただきます。なお本日でこのワーキンググループも最後でございますので、永田 先生、最後に一言御挨拶いただけましたらと思います。よろしくお願いします。

#### ○永田座長

もう言い残したことはないのですが、最後ということですので、一言御挨拶申し上げます。本当に今年の6月から開催してきました、このワーキンググループも今回で最終回となりました。僣越ながら最後に一言御挨拶を申し上げます。

まず委員の皆様におかれましては、本日まで計5回にわたる御議論をいただき、改めて

御礼申し上げます。ありがとうございました。

このワーキンググループは、今年6月に公布された日本語教育機関認定法に基づき、来年4月より始まる新制度のうち、日本語教員の養成課程や実践研修を実施するに当たっての登録手続、実際に登録日本語教員として登録する際の手続について議論を重ね、そして本日もそうですけれども、終盤は養成課程におけるコアカリキュラムにまで議論を進めることができました。こちらのコアカリキュラムにつきましては、これからの日本語教育界を担う人材を養成する教育内容に係るものです。

平成31年に文化審議会の国語分科会においてまとめられた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」のさらなる発展的な議論として、日本語教育小委員会におきましても今後深められることを期待しております。

日本語教育の転換期となる新制度の創設に向けて、このワーキンググループにおきまして、日本語教員の養成段階の議論を担ってまいりましたが、これまでの議論が日本語教育全体の質の維持・向上に資するものとなり、多くの日本語教室の方々のさらなる御活躍、及び日本語教育を必要とされている方々の環境がさらに、より一層充実していくことを心より願っております。

委員の皆様、改めまして本当にどうもありがとうございました。

## ○石澤養成研修専門官

永田先生、ありがとうございました。事務局からも以上でございます。先生方、ありが とうございました。

## ○永田座長

それでは時間も近づいてまいりました。先ほども申し上げましたように、委員の皆様のこれまでの御協力に重ねて感謝申し上げまして、本日の会議を終了とさせていただきます。 本当にこれまでありがとうございました。

これで登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続等の検討に関するワーキンググループを閉会といたします。

— 了 —